平成２１年（フ）第２２５８号
福岡市南区鶴田１丁目９番17号
債務者　中村　義弘
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２６８号
福岡市東区唐原５丁目１番27号
債務者　藤田　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２８８号
福岡市博多区新和町１丁目２番１―709号
債務者　来島　忠義
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２９８号
福岡市博多区吉塚４丁目４番８号
債務者　金本奈夫美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３０３号
福岡県宗像市栄町16番地１クレール桜503号
債務者　新　　絵美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３０８号
福岡県福津市中央１丁目17番17―103号
債務者　荒谷　優子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７３号
岩手県大船渡市赤崎町字後ノ入44番地５、旧住所福島県須賀川市森宿字横見根61番地60
債務者　柏崎　　晃
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４４８号
岩手県北上市和賀町横川目33地割９番地５
債務者　名須川京子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５７６号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字大畑76番地９　シティハイムカモミールＢ棟102号
債務者　川又ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６２０号
盛岡市永井16地割88番地２　ヴィラたかくろＢ―13号、旧住所岩手県岩手郡雫石町橋場安栖54番地１
債務者　晴山　勝美
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６２８号
岩手県奥州市水沢区字赤土田15番地２　赤土田住宅２号棟　１－２号室
債務者　木村　正美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６５８号
岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保91番地８　パルク・フィオーレＣ201
債務者　山口　真人
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６６２号
盛岡市松園３丁目４番15号
債務者　柴田　明子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６６８号
盛岡市城西町10番27号　レジデンス城西Ｃ―102号、旧住所盛岡市玉山区川又字赤坂153番地
債務者　竹山　美香（旧姓松内）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１７１号
福島県南会津郡南会津町田島字西上川原乙54番地６、旧住所福島県南会津郡田島町大字田島字西上川原乙54番地６
債務者　星　竜一郎
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1236番地31
債務者　伊藤　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２２７号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1236番地31
債務者　伊藤　　梓
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部